

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施要綱

制 定 令和 5 年 4 月 1 日 こ保運第 2037 号（局長決裁）
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日 こ保運第 1479 号（局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、多様な保育ニーズへの対応及び保育所待機児童解消を図ることを目的に、幼稚園の保育資源を活用して、長時間保育を必要とする 2 歳児を受け入れる「私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業」の実施について、必要な事項を定める。
- 2 横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 58 号）別表第 2 の 2 の表備考 2 に規定する市長が別に定める事業は、この要綱に定める事業とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 幼稚園

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定するもののうち、横浜市内に設置されている私立幼稚園をいう。

（2） 保育を必要とする児童

子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条の 5 で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市町村の教育・保育給付認定 3 号又は 2 号を受けた、本市内に居住する児童をいう。

（3） 2 歳児

満 2 歳に達する日から満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（幼稚園の満 3 歳児クラスに在籍する児童を除く）。

（4） 私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業

幼稚園の保育資源を活用して、2 歳児を受け入れるための教育施設や保育環境を整え、保育を必要とする 2 歳児に対して保育を行う事業をいう。

（5） 障害児など個別に支援を必要とする児童

横浜市特別支援教育費補助金保育状況検討会運営要綱に定める検討会で承認を受けた者をいう。

（6） 多子軽減対象児童

次のア又はイのいずれかに該当する児童

ア 第 2 子軽減対象児童

同一世帯内の複数の就学前児童が認可保育所等に入所している場合で、認可保育所等に入所している就学前児童の中で年齢の高い順に数えて 2 番目の児童であって本事業を利用する児童

イ 第 3 子軽減対象児童

同一世帯内の複数の就学前児童が認可保育所等に入所している場合で、認可保育所等に入所している就学前児童の中で年齢の高い順に数えて 3 番目以降の児童であって本事業を利用する児童

（7） 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業

幼稚園及び認定こども園が、在園児に対し、教育課程に係る教育時間の前後又は休業日（長期休業日を含む）に保育を行う、次の各号の補助対象事業のことをいう。

ア 「横浜市私立幼稚園預かり保育事業実施要綱」（令和元年 9 月 30 日 こ子第 714 号）

イ 「横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業実施要綱」（令和元年 9 月 30 日 こ子第 714 号）

(事業内容)

第3条 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業は、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を実施する幼稚園が、保育を必要とする2歳児に対し、その保護者との契約により、次の事業を実施するものとする。ただし、当該園が利用児童に対し、3歳児以降においても、第3条に定める事業内容と同等の預かり保育を提供できる場合、当面の間横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を実施予定とすることができる。

(1) 開所時間

午前9時から午後2時までを含む、1日につき8時間以上又は11時間以上とする。

(2) 開所日数

原則として、年間を通じて月曜日から土曜日までの実施とする。ただし、土曜日の開所については、保護者のニーズを踏まえて実施しないことも可能とする。休園日は、日曜、祝日、休日及び年末12月29日から1月3日までとするほか、土曜日の開所を行わない場合については、夏休み期間中に5日を限度として休園できることとする。

また、利用児童が3歳児以降においても、引き続き当該幼稚園での受け入れが可能となるよう、保護者の就労の状況等を踏まえて、適切に預かり保育を行うこと。

(認定の申請)

第4条 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の認定を受けようとする幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業認定申請書（第1号様式）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の要件)

第5条 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園として認定される要件は、次の各号に定めるものとする。

(1) 事業内容

第3条に規定する事業を実施すること。

(2) 利用児童の受入枠

ア 幼稚園は、利用児童の受入枠について、本市と相談の上、7人から12人までの間であらかじめ定員を設定し、市長へ報告するものとする。

イ 幼稚園は、受入枠の範囲では、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。また、受入枠を超える申込みがあった場合には、各園において公正な方法により、保育の必要度の高いものから優先して受入れを行うこと。また、(3)に示す設備基準及び(5)に示す職員配置を満たす場合は、本市と協議し、定員の120%を超えない範囲で定員外の受入れを行うことができる。

ウ 前項の、受入枠を超えた申込みがあった場合、幼稚園は受入対象者の決定方法を含め、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金受入対象者報告書（第2号様式）により市長へ報告すること。

(3) 設備基準

ア 実施場所は園舎内の保育室等を利用し、利用児童1人当たり1.98㎡以上の面積を確保すること。

イ 屋外遊戯場は2歳児以外の園庭面積の設置基準に加え、1人当たり3.3㎡以上であること。

ウ 当該事業に関しては、給食の提供を必須としない。給食を提供し、調理室を設置する場合には、定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。ただし外部搬入で提供する場合は、調理室の設置は義務付けない。

エ 前号の給食の実施については、保存、加熱のための調理設備を配することとし、調理設備及び食器関係は衛生的な管理に努め、細心の注意を払うこと。また、栄養並びにアレルギー疾患等を含む児童の身体的状況及び施行を考慮したものであること。

オ 便所は定員に見合う設備及び面積を有していること。

カ 医務室は静養できる機能を有すること。事務室等との兼用も可とする。

キ 児童福祉法施行規則第36条の35第2号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する

基準を遵守すること。

(4) 保育内容

- ア 前号の規定のほか、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入に係る留意点について」（平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うよう留意すること。
- イ 前2号の規定を達成するため、幼稚園はクラス編成を行い事業実施にあたりとともに、保育内容の検証を市とともに行うこと。

(5) 職員配置

- ア 本事業に従事する者（以下「専任担当職員」という。）は、保育士資格又は幼稚園教諭免許状を有するか、市町村が行う研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）とし、公定価格や私学助成経常費補助金等の対象となる職員は含まず、本事業に専ら従事する者とする。
- イ 幼稚園は、本事業の実施にあたって、利用児童6人に対して1人の専任担当職員を配置しなければならない。そのうち2分の1以上は保育士としなければならない。
- ウ 第5条第1項第5号イの規定にかかわらず、常時2人以上の専任担当職員を配置しなければならない。また、障害児など個別に支援を必要とする児童に対しては、対象児童の保育・教育に必要な職員を加配する等の対応をしなければならない。
- エ 第5条第1項第5号イの配置基準による必要人数が1人の場合であって、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭免許を有するものに限る）による支援を受けられる場合には、専任担当職員1人とすることができる。

（事業実施園の認定）

- 第6条 本事業実施園の認定は、実地調査を行い、横浜市子ども・子育て会議において、その適否を審査し、必要な条件を付けて、市長が予算の範囲内で決定する。
- 2 認定したときは、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業認定通知書（第3号様式）により、設置者に通知する。又、認定をしなかったときは、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業認定不承認通知書（第4号様式）により、設置者に通知する。
 - 3 実施園は、第1項の規定により認定した実施内容等を変更する場合は、あらかじめ本市と協議すること。

（認定取消）

- 第7条 市長は、設置者がこの要綱に違反したとき、又は認定を継続することが不適当と認められる事実が生じたときは、認定を取り消すことができる。この場合市長は、当該設置者に弁明の機会を与えるものとする。
- 2 弁明は原則として、書面を提出して行うこととするが、市長は、あらかじめ弁明をなす日時、場所及び認定の取り消しをなすべき理由を通知するものとする。
 - 3 市長は、認定を取り消したときは、設置者に対し、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業認定取消通知書（第5号様式）により通知する。

（事業の廃止及び休止）

- 第8条 設置者は、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園を廃止しようとするときは、あらかじめ利用者に説明を行い、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業認定廃止願（第6号様式）により、市長あてに届け出なければならない。
- 2 設置者は、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を休止しようとするときは、あらかじめ利用者に説明を行い、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業休止報告書（第6号様式の2）（以下「休止報告書」という。）により、市長あてに届け出なければならない。
- ただし、休止報告書に相当する情報が設置者から提出されている場合は、その情報をもって当該休止報告書に替えることができるものとする。

- 3 市長は、前項の申請事項について、承認するときは、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業廃止・休止承認通知書（第 7 号様式）により、設置者に通知する。

（認定内容変更等）

第 9 条 認定を受けた設置者は、次の各号に掲げる事由を変更するときは、事前に市長あて協議をし、横浜市 2 歳児受入れ推進事業認定内容変更届（第 8 号様式）を提出しなければならない。

- （1） 設置者を変更するとき
- （2） 建物、その他設備の規模及び構造を変更するとき
- （3） その他、運営上の重要事項を変更するとき

- 2 市長は、前項に定める変更内容を認めたときは、設置者に対し、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業認定内容の変更について（第 9 号様式）により通知する。

（保護者負担）

第 10 条 幼稚園は、この事業の実施にあたって、保護者に利用料及び必要に応じて実費負担を求めることができる。

- 2 前項の園児一人あたりの利用料は、保育時間が 8 時間の場合は月額上限 57,200 円、保育時間が 11 時間の場合は月額上限額を 58,100 円とし、園が決定する。

- 3 第 1 項の規定に関わらず、おやつ代は運営費補助及び利用料に含まれているため、別途徴収することは、原則として認めない。

- 4 設置者は保護者の求めに応じ、多子軽減対象児童のきょうだい等が認可保育所等を利用していることを、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業多子軽減届出書（第 10 号様式）で確認したうえで、多子軽減補助費の額を保護者負担額から控除することとする。その場合には、保護者に次の書類の提出を求め、施設に整備しておくこと。

- （1）多子軽減対象児童より年齢の高いきょうだい等が認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、認定こども園、幼稚園の給付対象施設・事業を利用している場合は、当該施設・事業の利用料通知書の写し又は施設・事業を利用していることを当該施設長が証明した書類
- （2）多子軽減対象児童より年齢の高いきょうだい等が前号以外の施設を利用している場合は、当該施設・事業を利用していることを当該施設長が証明した書類

（調査及び指導等）

第 11 条 市長は、保育内容、運営等について必要があると認めるときは、私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園に対し、報告もしくは文書の提出または提示を命じることができる。また、実施園の関係者に対して質問し、もしくは実施園または事業所に立ち入り、その設備や帳簿書類等を検査し、指導することができる。

（事故報告）

第 12 条 設置者は、幼稚園で当該事業を実施する時間帯において、補助対象児童に次の各号に掲げる重大事故等が発生した場合には、すみやかに市長に報告しなければならない。

- （1）死亡事故や意識不明等の重篤な事故
- （2）重傷事故（治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病）
- （3）行方不明・置き去り
- （4）個人情報の紛失や流出、不審者の侵入、盗難
- （5）異物混入、誤飲・誤食
- （6）（1）～（5）に該当しないが、こども青少年局・区役所・2 歳児受入れ実施園のいずれかが報告を必要と判断した事故

(委任)

第 13 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の施行までに事業実施園として採択されていた園については、第 6 条の規定に関わらず、認定されたものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の施行までに事業実施園として採択されていた園については、第 6 条の規定に関わらず、認定されたものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 7 年 2 月 25 日から施行し、令和 7 年度の運用に関わるものから適用する。

この要綱の施行までに事業実施園として採択されていた園については、第 6 条の規定に関わらず、認定されたものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度の運用に関わるものから適用する。

この要綱の施行までに事業実施園として採択されていた園については、第 6 条の規定に関わらず、認定されたものとする。

横 浜 市 長

所 在 地 _____
法 人 名 _____
代表者職氏名 _____

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業認定申請書

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施要綱第 4 条に基づき、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業園の認定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

なお、当該事業の実施にあたっては、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施要綱第 5 条に定める要件のほか、同要綱に定められた事項について厳守いたします。

1 実施幼稚園 _____ 幼稚園

2 提出書類

- (1) 事業計画書
- (2) 添付書類一覧表
- (3) その他添付書類

担当者名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
受 入 対 象 者 報 告 書

園名 _____

	児童氏名 (生年月日)	保護者氏名	住 所	受入 可否	備考
1	(. .)				
2	(. .)				
3	(. .)				
4	(. .)				
5	(. .)				
6	(. .)				
7	(. .)				
8	(. .)				
9	(. .)				
10	(. .)				
11	(. .)				
12	(. .)				
13	(. .)				
14	(. .)				
15	(. .)				
16	(. .)				
17	(. .)				
18	(. .)				
19	(. .)				
20	(. .)				

↑横浜市外在住の園児は補助対象外です。

受入枠を超えた場合の受入れ対象者の決定方法

（法人名）
（代表職氏名） 様

横浜市長

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
認 定 通 知 書

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施要綱第6条に基づき、 年 月 日をもって横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業者として、次の条件をつけて、認定します。

1 実施幼稚園

2 認定条件

3 注意事項

補助金交付決定までの間又は交付決定後において、貴園が本事業の補助金交付要綱及び募集要項に定める事業実施条件を満たすことができないこと、あるいは申請書類の記載内に虚偽があったことが明らかとなった場合など、補助事業者として適当でない場合には、本採択通知書又は補助金交付決定を取り消すことがあります。

第 号
年 月 日

（法人名）
（代表職氏名） 様

横浜市長

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業
認 定 不 承 認 通 知 書

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施要綱第 6 条に基づき、 年 月 日付で申請のありました横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業者の認定につきましては、次の理由により不承認と決定いたしましたので通知します。

園 名	
不承認の理由	

第 号
年 月 日

（法人名）
（代表職氏名） 様

横浜市長

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業
認 定 取 消 通 知 書

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施要綱第 7 条に基づき、次の園の横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の認定を取り消すことを通知します。

園 名		取消期日	
認定取消事由			

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地 _____
法 人 名 _____
代表者職氏名 _____

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業
認定廃止願

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施要綱第 8 条に基づき、次の園の横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園としての廃止を届けます。

園 名		廃止日	
廃止の理由			

年 月 日

横 浜 市 長

園 名： _____

担当者： _____

電話番号： _____

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業休止報告書

次のとおり、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の休止について報告します。

休止日・期間	月 日（ ）から 月 日（ ）まで 日間（土日祝日 日間を除く）
休止及び休園の状況	1．私立幼稚園2歳児受入れ推進事業のみ休止 2．幼稚園全体を休園 3．その他（ ）
休止の理由	
備考	

第 号
年 月 日

（法人名）
（代表職氏名） 様

横浜市長

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
廃止・休止承認通知書

令和 年 月 日に届出のありました横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業にかかる廃止願・休止報告書
について承認します。

施設名

所在地

廃止・休止年月日

休止期間（再開予定日）

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地 _____
法 人 名 _____
代表者職氏名 _____

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業
認 定 内 容 変 更 届

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施要綱第 9 条に基づき、次の園の横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園としての認定内容の変更について届けます。

園 名			変更年月日 (予定)	
変更内容	旧		新	
1 設置者等の 変更	<所在地> <施設名> <設置者> (法人名) (代表者名)		<所在地> <施設名> <設置者> (法人名) (代表者名)	
2 建物その他 設備の規模 及び構造の 変更				
3 定員を変更 する又は 受入月齢を 変更する				
4 その他、運 営上の重要 事項の変更				

(注) 変更内容の説明に必要なときは、図面等の資料を添付すること。

（法人名）
（代表職氏名） 様

横浜市長

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
認定内容の変更について

令和 年 月 日に届出のありました横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業にかかる認定内容の変更については、届出どおり受理しました。
今後も、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施要綱に定める事業内容を遵守し、2歳児受入れ推進事業を実施してください。

園 名	
変更内容	【の変更】 <変更前> <変更後>
変更年月日	

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 多子軽減届出書

私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の利用にあたり、多子軽減の利用を申込みます。
本届出書の記載内容についてこども青少年局が関係機関に照会することについて、あらかじめ同意します。

園名	申請日	年 月 日
	保護者署名 (申請者氏名)	

1 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の利用児童

フリガナ		生年月日	年 月 日	在園児 区分 (※1)	第2子
申請児童氏名		4月1日の 満年齢	歳		第3子

2 きょうだい ※申請児童より年長児童で、特定の施設・事業を利用する就学前の児童

在園児 区分 (※1)	氏名	4月1日の 満年齢	生年月日	施設・事業 種別番号 (※2)	利用施設・事業名
第1子		歳	年 月 日		
第2子		歳	年 月 日		

※1 在園児区分
特定の施設・事業を利用する就学前児童をカウント対象とし、年齢の高いきょうだいから順に第1～3子（第3子以降は第3子）と数えます。在園児区分「第2・3子」が私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の利用児童にあたる場合、利用料が軽減されます。

※2 施設・事業種別番号
在籍する施設・事業別に下記番号を記入してください。

【特定の施設・事業】

番号	施設・事業種別	番号	施設・事業種別
1	幼稚園	8	横浜保育室
2	認定こども園	9	特別支援学校幼稚部
3	認可保育所	10	児童心理治療施設通所部
4	小規模保育事業	11	児童発達支援および医療型児童発達支援
5	家庭的保育事業	12	居宅訪問型児童発達支援
6	事業所内保育事業	13	企業主導型保育事業
7	私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	14	年度限定保育事業

3 添付書類

- (1) 「2 きょうだい」に記入した児童が施設種別番号1（給付対象）～6の施設・事業を利用している場合は、当該施設・事業の利用料通知書の写し又は施設・事業を利用していることを当該施設長が証明した書類
- (2) 「2 きょうだい」に記入した児童が施設種別番号1（私学助成）、7～14の施設・事業を利用している場合は、施設・事業を利用していることを当該施設長が証明した書類